

お知らせ

社会保険労務士賠償責任保険制度 2025年度(2025年12月1日始期契約) 改定のご案内

●社会保険労務士職業危険特別約款の改定

●＜特約＞サイバーリスク保険及びサイバーリスク保険＜情報漏えい限定補償プラン＞の補償内容及び保険料の改定

全国社会保険労務士会連合会

(幹事引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社)

平素より、社会保険労務士賠償責任保険制度をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」）が運営する社会保険労務士賠償責任保険制度につきまして、2025年度（2025年12月1日始期契約）の改定についてご案内申し上げます。

今般の改定につきましては、引受保険会社である東京海上日動火災保険株式会社（以下「引受保険会社」）からの提案を受け、連合会の社会保険労務士賠償責任保険運営委員会にて検討の結果、下記の通り実施する運びとなりました。

会員の皆様におかれましては、本改定についてご理解いただきますとともに、引き続き本制度にご加入賜りますようお願い申し上げます。

なお、すでにご加入の皆様におかれましては、2025年度更新案内（9月中旬発送予定）でも改めてご案内申し上げます。

記

1. 社会保険労務士職業危険特別約款の改定

社会保険労務士職業危険特別約款第4条（保険金を支払わない場合）に、以下の事由を追加します。

従来からの運用を明文化することにより、ご加入者様に分かりやすくお伝えすることを目的としております。

なお、改定後の約款全文は、令和7年9月中旬（予定）より取扱代理店有限会社エス・アール・サービスのホームページにおいてご確認ください。

(抜粋)

第4条（保険金を支払わない場合）

⑬社労士業務報酬（日当、旅費及び宿泊料を含みます）の返還に係る賠償責任

2. サイバーリスク保険及びサイバーリスク保険＜情報漏えい限定補償プラン＞の改定

(1) 主な改定項目

①約款構成のシンプル化（サイバーリスク特別約款の新設）

- ・商品のシンプル化・わかりやすさの向上を目的として、「サイバーリスク特別約款」を新設し、従来は別々の約款で補償していた「賠償責任に関する補償」「費用に関する補償」を1約款でまとめて補償します。
- ・「情報漏えい限定補償プラン」においては、情報通信技術特別約款（情報漏えい限定担保用）を廃止し、新設のサイバーリスク特別約款に「情報漏えいリスク限定担保特約条項」をセットする構成に変更します。

<サイバーリスク保険>

改定前		改定後
情報通信技術特別約款	→	サイバーリスク特別約款 (賠償責任担保条項＋サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項)
サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項		
緊急対応費用担保特約条項		

<情報漏えい限定補償プラン>

改定前		改定後
情報通信技術特別約款（情報漏えい限定担保用）	→	サイバーリスク特別約款
サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項		情報漏えいリスク限定担保特約条項

②（補償拡大）IT業務に起因する情報の漏えいリスクの基本補償化

改定前は、「IT業務に起因して発生した情報漏えいまたはそのおそれ」については補償対象外となっておりましたが、改定後はこれ[※]を補償対象とします。

（例）社労士事務所で開発したアプリを利用した顧問先において、アプリを原因として情報漏えいが発生し、賠償請求を受けた。

※IT業務に起因する情報漏えいまたはそのおそれ以外のリスク（他人の事業の休止または阻害等他人の損失）は引き続き補償対象外です。

③（補償拡大）費用に関する補償の内枠支払限度額・縮小支払割合の適用条件の緩和

一部の費用に関する補償について、これまではセキュリティ事故の発生またはおそれの事実の公表等の措置の有無^(*)により、縮小支払割合に差がありましたが、公表等の措置の有無に関係なく、ご加入のタイプごとの支払限度額（Sタイプ1億円、GAタイプ3,000万円、GBタイプ500万円）を上限として損害額の全額（縮小支払割合100%）をお支払いする改定を実施します。

(*) 公的機関に対する届出・報告等、新聞・テレビ・インターネット等による発表・報道、被害者等に対する詫言の送付、または公的機関からの通報をいいます。

<補償対象となる費用>

サイバー攻撃対応費用（コンピュータシステム遮断費用、サイバー攻撃の有無確認費用）、原因・被害範囲調査費用、相談費用（弁護士費用、コンサルティング費用、風評被害拡大防止費用）

④（保険料改定）全タイプの保険料の引上げ

補償内容の改定に伴い、保険料を別表（次ページ）の通り改定いたします。

サイバーリスク保険及びサイバーリスク保険＜情報漏えい限定補償プラン＞につきましては、2023年度、2024年度と2年度にわたり補償内容を拡充する一方で、保険料は据え置きとしてまいりました。

今般、引受保険会社より補償内容の改定と併せて、「世界的なサイバーセキュリティリスクの高まりとともに、保険会社においてお支払いする保険金が増加していること」「社会保険労務士業界においても、取り扱う個人情報や機密情報の種類・量が増えており、サイバー攻撃のリスクが高まっていること」等を背景とする保険料の改定の必要性について申し入れを受け、前述の委員会にて検討のうえ保険料の引上げを実施することといたしました。

制度運営の安定性を保つために必要な対応としてご理解賜りますようお願い申し上げます。

⑤（その他）特定のリスクに関する免責の追加

次の事由に起因する損害は、補償対象外とします。

事 由	概 要
戦争等	「戦争等危険不担保特約条項」を新設し、すべてのご契約にセットします。本特約により、国家の重要インフラサービス・安全保障等に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃等、戦争等に起因する損害は、補償対象外とします。
生体情報の取扱いに関する規則等の違反	生体情報 ^(※1) の保護または取扱いに関する国内外の法・規則等の違反またはそのおそれに起因する賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害は、補償対象外とします ^(※2) 。
独占禁止法の違反	IT業務に起因する損害について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為またはそのおそれのある行為に起因する損害は、補償対象外とします。

(※1) 個人の身体的、生物学的または行動科学的な特徴を表す識別子（指紋、網膜・虹彩、声紋、手・顔の形状等をいいます。）に基づき、特定の個人を識別することができる情報をいい、医療機関が患者等の診察・治療を目的として取得するものを除きます。

(※2) 情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害の場合は、本免責事由は適用されず、補償対象となります。

⑥（その他）「再発防止費用」の補償の改定

次の事由についての再発防止費用は、補償対象外とします。

- ・記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータベース・ソフトウェア等による、文書・音声・図画等の表示・配信によって生じた他人の著作権・人格権等の侵害

（２）加入者サービスの新設（サイバーリスク保険＜情報漏えい限定補償プラン＞加入者はご利用対象外）

サイバーリスク保険の加入者限定でご利用いただける「サイバーリスク・モニタリングサービス」を新設します^(※)。本サービスでは、ご加入者様の所有するドメイン（開業社労士・社労士法人（以下「貴事務所」）が所有するウェブドメインのみ（貴事務所が使用・管理するレンタルドメインを含みます。）メールドメインは対象外です。）を外部から定期的にモニタリングし、特に早期に対処すべきと考えられるセキュリティ上の課題を発見した場合に、貴事務所に対してアラート通知を行い、一般的に推奨される対応策について情報をご提供します。

(※) 本サービスのご利用にあたっては、「Tokio Cyber Port」上で会員登録のうえお申込みが必要です。2025年12月1日以降が保険始期となるご契約が対象です。現時点では、登録されてもサービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

3. 改定年月日

2025年12月1日始期の契約分より適用いたします。

以上

<用語の解説>

用 語	解 説
ITユーザー行為	コンピュータシステム（他人のために開発・販売・提供するものを除きます。）の所有・使用・管理等をいいます。
IT業務	日本国内におけるシステム設計・ソフトウェア開発業務、情報処理・提供サービス業務、ポータルサイト・サーバ運営業務等をいいます。

このご案内は、社会保険労務士賠償責任保険およびサイバーリスク保険の 2025 年12月改定内容の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、代理店または引受保険会社からご案内するパンフレットや企画書、「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

<お問合せ先>

取 扱 代 理 店：有限会社エス・アール・サービス
Tel 03-6225-4873（受付：平日9：30～17：00）
<https://www.sr-service.jp/>



左記の二次元コードより、
エス・アール・サービスの
ホームページへ遷移します。

幹事引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社 広域法人部 法人第二課 Tel 03-3515-4153

別表

サイバーリスク保険及びサイバーリスク保険<情報漏えい限定補償プラン>改定保険料

2025年度（2025年12月1日始期契約）より、以下の通り年間保険料を改定いたします。

サイバーリスク保険（Sタイプ）		事務所人数	タイプ	現行	改定後	差額
支払限度額賠償責任部分：1億円／ 費用部分：1億円 保険期間中：1億円		1～3人	S1	39,990円	40,420円	+430円
		4～6人	S2	51,990円	52,530円	+540円
		7～10人	S3	70,260円	71,000円	+740円
		11～30人	S4	157,990円	159,660円	+1,670円
		31～60人	S5	196,740円	198,820円	+2,080円
		61～100人	S6	238,220円	240,730円	+2,510円
		101～300人	S7	353,540円	357,270円	+3,730円
		301～500人	S8	436,190円	440,800円	+4,610円
サイバーリスク保険 <情報漏えい限定補償プラン> （GAタイプ）		事務所人数	タイプ	現行	改定後	差額
支払限度額賠償責任部分：3,000万円／ 費用部分：3,000万円 保険期間中：3,000万円		1～3人	GA1	26,870円	28,110円	+1,240円
		4～6人	GA2	32,900円	34,420円	+1,520円
		7～10人	GA3	45,500円	47,610円	+2,110円
		11～30人	GA4	110,540円	115,670円	+5,130円
		31～60人	GA5	140,250円	146,760円	+6,510円
		61～100人	GA6	168,930円	176,780円	+7,850円
		101～300人	GA7	249,920円	261,520円	+11,600円
		301～500人	GA8	308,360円	322,680円	+14,320円
サイバーリスク保険 <情報漏えい限定補償プラン> （GBタイプ）		事務所人数	タイプ	現行	改定後	差額
支払限度額賠償責任部分：500万円／ 費用部分：500万円 保険期間中：500万円		1～3人	GB1	17,580円	18,360円	+780円
		4～6人	GB2	20,170円	21,070円	+900円
		7～10人	GB3	23,620円	24,670円	+1,050円
		11～30人	GB4	39,960円	41,750円	+1,790円
		31～60人	GB5	48,170円	50,320円	+2,150円
		61～100人	GB6	56,380円	58,900円	+2,520円
		101～300人	GB7	80,260円	83,850円	+3,590円
		301～500人	GB8	97,860円	102,240円	+4,380円